

# 生活上の留意事項

## 1 学校生活

### (1) 生徒指導における重点目標

- ア 望ましい基本的な生活態度・礼儀・正しい言葉遣いなどの習慣化を図る。
- イ 基本的な生活習慣、集団生活のあり方を体得するとともに高校生としての自覚を養う。
- ウ 欠席・遅刻・早退をしない。
- エ 交通規則の遵守による交通事故防止と自転車通学者のマナーを徹底する。
- オ 原付・自動二輪・普通自動車の免許は絶対にとらない（全国高P連決議）。ただし、就職希望者の普通自動車運転免許については、3年次より許可を得て自動車学校への入校を認める。（免許取得は本校の卒業式翌日以降）
- カ 制服の着用や学校の内外に関わらず半田工科高校生であるという自覚を持つ。

### (2) 身だしなみ

ア 服装は、学校指定の制服を着用する。（4 制服規程を参照）

#### ○ 冬制服

ブレザー、ズボン、スカート、シャツ、セーター、ベスト、ネクタイは学校指定品を着用する。アンダーシャツは白無地が望ましい。ベルトは黒色または茶色で無地、バックルも華美でないものとする。  
登下校時のみ防寒コートの着用を許可する。ただし、着用するコートは黒、紺、茶、グレーの単色、無地のものとし、華美なものとは不可とする。

#### ○ 夏制服

シャツ、ズボン、スカートは学校指定品を着用する。アンダーシャツは白無地とする。

イ 男子の頭髪の長さは、髪が目にかからない、耳にかからない、襟にかからない長さとする。

女子の頭髪の長さは、髪が顔にかかる場合は華美でないヘアピン等でとめる。髪が肩より長い場合は華美でないゴム等で束ねる。

パーマ（アイパー等薬品による加工全般を含む。）、染色（オキシフルによる脱色、ドライヤーのかけすぎを含む。）、額のそり上げ、極端なひさし、整髪料の使用、その他極端に手を加えることは禁止する。

ウ 通学用の靴及び靴は、華美でなく高校生らしいものとする。ブーツ、ハイカットの靴は禁止。（記名を忘れないこと。）

エ ひげ・指輪・ピアス（耳に穴をあけるのも禁止）・タトゥー・ネックレス・ブレスレット・サングラス・マニキュア等の装飾品や化粧は禁止する。

### (3) 自転車通学

自転車通学希望者は、許可願を生徒指導部に提出し、登録ステッカーを購入し車体に貼付する。（自転車を新たに換える時も、許可願を再度提出し、登録ステッカーを貼る。）交通規則を遵守し、交通事故のないように努める。

ア 学校から1.5 km以遠の者とする。また、住吉町駅からの自転車通学は認めない。

イ 防犯登録、前照灯・尾灯・反射器、ブレーキ等の整備が良好で車体改造をしてないものとする。2人乗り用ハブステップは付けない。

ウ 車輪は24～28インチとし、ミニサイクル・スポーツサイクル（ロードバイク・マウンテンバイク等）は

許可しない。

エ 雨天時には雨カップを着用する。(学校指定品はありません。)

オ ヘルメットを所有していること。

(4) 携帯電話・スマートフォン等の扱いについて

ア 学校敷地内は使用を禁止します。電源を切り、カバンの中にしまう。

イ 家庭からの緊急の連絡は、学校に電話をかけてください。

ウ 不適切な使用については段階的に指導しますが、場合によっては保護者の方に学校まで来ていただくことがあります。

(5) 所持品

すべての所持品に氏名を明記し、不要な金品や高価な物は学校に持参しない。

(6) 学校への届出について

下記の場合は必ず学校へ届け出る。

ア 欠席・忌引・遅刻・早退の届

事前に、原則として保護者から電話、メール等で届け出る。忌引日数は、父母(又は保護者)の死亡(7日)、祖父母、兄弟姉妹の死亡(3日)、伯叔父母の死亡(1日)、曾祖父母の死亡(1日)、父母の法要(1日)

◎ 欠席・遅刻等の連絡は、できるだけメールでお願いします。電話連絡の場合は原則、保護者の方から8時～8時30分の間をお願いします。

電車の遅延による遅刻は、駅で遅延証明書を受け取ってください。ただし、住吉町駅に8時40分以降に到着予定の電車に乗車し、電車の遅延が発生した場合は遅刻となります。

イ 自転車通学を希望するとき	自転車通学許可願→生徒指導部
ウ 規定以外の服装(所持品)を必要とするとき	異装許可願→担任→生徒指導部
エ 遅刻をしたとき	遅刻届→教科担任→ホームルーム担任
オ 考查中に遅刻をしたとき	遅刻届→監督者
カ その他(届や許可が必要なもの)	生徒指導部

## 2 校外生活

(1) 常に言動・服装に注意して、本校生徒としての品位を保ち、社会道德の実践に努める。

(2) 外出するときは、必ず行き先・目的・帰宅時間等を明らかにしておく。午後11時以降の外出や外泊はしない。(保護者同伴でも補導の対象となります。)

(3) 四ない運動「オートバイ(車)の免許は取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」を遵守し、交通事故防止に努める。原付・自動二輪・普通自動車の運転免許取得は厳禁。(全国高P連決議)なお、無免許運転は絶対にしない。

(4) アルバイトは原則として禁止。(必要がある場合、許可願を提出し許可を得ること。)

(5) 飲酒・喫煙をしたり、各種遊戯場(パチンコ等)への出入りはしない。

(6) 交友関係には特に気を付け、常に自己を見つめ、高校生にふさわしい節度ある行動をとる。

- (7) 交通事故にあったとき、警察官に補導されたとき、家庭に重大な事故があったときなどは、ただちに担任または学校へ届け出る。
- (8) 自家用車による生徒の送迎は御遠慮ください。

### 3 特別指導

下記の行為のあったときは教育的見地に立って特別指導を行う。

- (1) 教師への反抗・暴言・指導に従わない場合
- (2) いじめ、嫌がらせ、暴力行為
- (3) 考査に関する不正行為
- (4) 交通違反
- (5) 無断免許取得
- (6) SNS 等による他人への誹謗・中傷
- (7) 飲酒・喫煙
- (8) 窃盗、脅迫、放火等
- (9) 無断アルバイト
- (10) 本校生徒としての品位を著しく害する行為

## 4 制服規程

冬制服のブレザー、冬ズボン、冬スカート、長袖シャツ、ニットベスト、ニットセーター、ネクタイ及び夏制服の半袖シャツ、夏ズボン、夏スカートはすべて学校指定品とする。

### Aタイプ

<冬制服>

- |             |  |
|-------------|--|
| (a) ブレザー    | シングル2つボタン、筒袖<br>校章入りボタン、ワッペン付き             |
| (b) 冬ズボン    | ワンタック、裾シングル仕上げ                             |
| (c) 長袖シャツ   | レギュラーカラー、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ)                 |
| (d) ネクタイ    | 柘デザインマーク入り、ワンタッチ式                          |
| (e) ニットベスト  | 2色(紺、エンジ) 選択制<br>Vネック、左胸校章刺繍(紺/グレー)(エンジ/白) |
| (f) ニットセーター | 2色(紺、エンジ) 選択制<br>Vネック、左胸校章刺繍(紺/グレー)(エンジ/白) |

<夏制服>

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (a) 半袖シャツ | ボタンダウン、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ) |
| (b) 夏ズボン  | ワンタック、裾シングル仕上げ           |



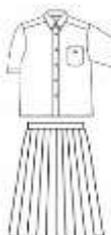
### Bタイプ

<冬制服>

- |             |  |
|-------------|--|
| (a) ブレザー    | シングル2つボタン、筒袖<br>校章入りボタン、ワッペン付き             |
| (b) 冬スカート   | 20本車ひだ                                     |
| (c) 冬ズボン    | ワンタック、裾シングル仕上げ                             |
| (d) 長袖シャツ   | レギュラーカラー、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ)                 |
| (e) ネクタイ    | 柘デザインマーク入り、ワンタッチ式                          |
| (f) ニットベスト  | 2色(紺、エンジ) 選択制<br>Vネック、左胸校章刺繍(紺/グレー)(エンジ/白) |
| (g) ニットセーター | 2色(紺、エンジ) 選択制<br>Vネック、左胸校章刺繍(紺/グレー)(エンジ/白) |

<夏制服>

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (a) 半袖シャツ | ボタンダウン、胸ポケットに校章刺繍入り(エンジ) |
| (b) 夏スカート | 20本車ひだ                   |
| (c) 夏ズボン  | ワンタック、裾シングル仕上げ           |



## 5 校則見直しの手続きについて

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加、改正または廃止）について、生徒議会で審議をし、承認を得た後校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく要望があったとき、または校則の変更が必要と判断したときには、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会での議論、本校の教育目標を踏まえ、校則の変更について決定する。